

愛知県大規模小売店舗立地審議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗の立地に関する重要事項を調査審議するため、愛知県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成十三年二月一日までの間において規則で定める日から施行する。

(愛知県大規模小売店舗審議会条例の廃止)

2 愛知県大規模小売店舗審議会条例（昭和五十四年愛知県条例第三号）は、廃止する。

